

栃木県警察関係手数料条例の解釈運用について

(平成17年3月1日)

(栃交規第1号、栃会第3号、栃監第1号、栃刑総第2号)

栃木県警察関係手数料条例(平成12年栃木県条例第12号。以下「条例」という。)第13条に規定する「手数料の免除」及び奥書証明手数料に関する規則(昭和35年栃木県規則第92号。以下「規則」という。)第1条6号に規定する「盗難被害」の解釈運用については、道路使用許可関係手数料と自動車の保管場所の確保に関する手数料の免除理由を明確にする必要があることから、次により平成17年4月1日から実施することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、「栃木県警察関係手数料条例の解釈運用について」(平成12年9月27日付け栃交規第2号、栃会第5号、栃監第10号、例規通達)は廃止する。

記

1 手数料の免除の範囲

条例第15条に規定する手数料の免除については、「公益上必要があると認めるとき」に限定されており、その対象となる行為は次のとおりとする。

なお、手数料を免除する場合には、その理由を申請書上部に明記すること。

(1) 条例第8条第1項の表2の項及び3の項に規定する道路使用許可、同再交付申請に関するもの

ア 国又は地方公共団体が主催して行うもの。ただし、当該団体の職員のためのみを目的とする各種催しを除く。

イ 公社が自己の業務遂行のために行う催しもの

ウ 市町村の消防団が行う水防、火災予防訓練及びこれらに関する普及宣伝

エ 公立学校又は私立学校が行う駅伝競走等

オ 県共同募金会又は県緑化推進委員会の行う街頭募金活動

カ 日本赤十字社が主催する行事

キ 県、郡、市、町又は村単位の婦人団体又は青年団体が行う災害義捐金募集行為

ク 県、郡、市、町又は村単位の体育協会が行う駅伝競走等

ケ 農業協同組合が冬霜害の予想を伝達する行為又は農作物の病虫害駆除について広報する行為

コ 社会奉仕を目的として、道路及びその付属物、道路標識等の交通安全施設、その他公共施設の清掃、環境美化等の活動及び交通安全、地域安全、防災等に関する広報啓蒙活動等。ただし、申請者は特定しないが、営利、売名を目的とする活動は社会奉仕にあたりないものとする。

(2) 条例第9条の表に規定する自動車の保管場所に関するもの

国又は地方公共団体

2 奥書証明における盗難被害の範囲

規則第1条第6号に規定する「盗難被害を届けたことの証明願」とは、刑法(明治40年法律第45号)第235条に規定する窃盗罪による被害をいう。